

広報 にしかつら



CONTENTS

- 新庁舎竣工式・記念イベント
- 三ツ峠舎リニューアルイベント
- 三ツ峠ふるさと夏まつり2024
- 令和6年度から介護保険料が変わります
- 西桂町消防団が地域貢献表彰を受賞しました／富士火山避難マップ／危険なブロック塀などの撤去費用の一部を助成

- 耐震啓発
- 西桂保育所よりお知らせ
- 令和6年度児童手当について／やせるためのカラダ作り教室のご案内
- 農地転用についてのお知らせ
- 農振除外の申出・相談の受付
- 粗大ごみ収集のお知らせ／小型家電等回収のお知らせ

- 男女共同参画推進委員会通信／消費生活協力員／無料法律相談／合同企業ガイダンス参加企業募集
- インフォメーション
- 西桂町子育て支援
- 行事予定・慶弔



フォトニュース -PHOTO NEWS-



0歳児



保育所

年中児

子育て支援センター



ベビーマッサージ



ミュージック・ケア



ママのためのヨガ教室

問合せ

- ・総務課(代表) ☎25-2121
- ・出納室 ☎25-2122
- ・議会事務局 ☎25-2123
- ・福祉保健課 ☎25-4000
- ・税務住民課 ☎25-2171
- ・子育て支援課 ☎25-2172
- ・建設産業課 ☎25-2173
- ・教育委員会(さずな未来館) ☎25-2941

人口と世帯

男	1,901人	(-10)
女	2,042人	(-1)
合計	3,943人	(-11)
世帯	1,547世帯	(-4)

※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載

ホームページ

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。

<https://www.town.nishikatsuura.yamanashi.jp/>



西桂町役場新庁舎の竣工式典および、 記念イベントを開催しました



nishikatsura



2024.05.11

5月11日(土)新庁舎の竣工式典及び、記念イベントを開催いたしました。
昭和27年の西桂町の町制施行から4代目となる新庁舎は、町産材である木材、織物を随所に使用し、町民の安全・安心を支え、誰もが親しみの持てる町づくりの拠点となる新しい町のランドマークにふさわしい庁舎となりました。
竣工式典では、テープカット、来賓の皆様からのお祝いのあいさつ、感謝状の贈呈などが行われ、記念イベントでは、西桂中学校音楽部をはじめとする町内団体等の発表、富士学苑ジャズバンドによるミニコンサートなどが行われ新庁舎の完成をお祝いしました。
あわせて、三つ峠駅舎のリニューアル記念イベントが三つ峠駅前にて行われ、多くの皆様のご協力のもと、盛大に開催することができました。





三ツ峠 ふるさと夏まつり 2024 8月15日(木)開催

募集

01

「盆踊り保存会」を発足いたします！
西桂小唄で踊りましょう！！

踊り子大募集です！（年齢、性別不問）※練習に参加したい人は是非お問合せください。

02

「メッセージ花火」を復活させます！

先着 5 名分のメッセージを無料で募集します。（応募多数の場合、抽選とさせていただきます）
※メッセージを MC が読み上げて花火を打ち上げます。

03

「ステージイベント使用団体等の募集」

例えば…吹奏楽部、太鼓、ダンス、バンド、大道芸など
※何かやってみたい人の晴れ舞台にいかがですか？

問合せ

三ツ峠ふるさと夏まつり実行委員会 企画検討部会 部会長 梅原 凌太郎
西桂町商工会 TEL 25-2015



三ツ峠駅舎

リニューアルイベント



西桂町消防団が地域貢献表彰を受賞しました!!



▲R6.4.18 地域貢献表彰式の様子



R6.4.25 町長への受賞報告の様子▶

西桂町消防団は地域に多大な貢献をしている消防団として、総務大臣表彰の令和5年度消防団地域貢献表彰を受賞しました。こちらは令和5年4月から日中の有事の際に出動できる機能別消防団員を導入したことによるものです。これからも西桂町消防団は住民の皆様の安全、安心のために活動して参ります。



富士山火山避難マップについて

富士山火山防災対策協議会において令和3年3月に富士山ハザードマップ、令和5年3月に富士山火山避難基本計画が改定されました。このことから富士北麓地域周辺10市町村で構成されている富士山火山防災協議会が避難マップを作成しました。

5月22日(水)の回覧にてA2版の避難マップがお手元に届きますのでご確認ください。届かない場合は、下記問合せまでご連絡ください。

避難マップの裏面は、西桂町の拡大版となっており、避難対象エリアを確認することができます。自分の住まいがどこの区分けに該当するのか事前に確認し、避難情報を逃さないようにしましょう。

また、自分や大切な人の命を守るために事前に避難先や避難方法、非常持ち出し品、災害発生時の情報収集手段などを確認しておきましょう。



問合せ 総務課 防災係 ☎25-2121

危険なブロック塀などの撤去費用の一部を助成します

道路や公園など、不特定多数の方が利用する土地に面したブロック塀などのうち、地震発生時において、倒壊や転倒により通行人などに被害を与える恐れのある塀を撤去する場合、撤去費用の一部を補助金として受けることができます。

補助対象 ブロック塀、石堀、れんが塀などのうち、次の条件を満たすものの撤去工事
○道路、公園、広場、公共建築物の敷地など、不特定多数の人が利用している土地に面している
○高さ1メートル以上(擁壁の上にブロック塀などが設置されている場合は、擁壁を含む高さが1メートル以上かつブロック堀等の高さが30センチメートル以上のもの)

補助対象者 補助対象となるブロック堀などの所有者または管理者

補助額 ①「ブロック堀などの撤去工事に要する経費」、または
②「撤去するブロック塀などの延長に1mあたり1万円を乗じた額」を比較していずれか少ない額(一敷地15万円が上限)

補助金を受けたい場合や、不明な点がある場合は問合せください。

問合せ 建設産業課 建設係 ☎25-2173

65歳以上の皆さまへ

令和6年度から介護保険料が変わります

介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間における第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料を次のとおり決定しました。介護保険料は、社会全体で支える介護保険制度の大切な財源です。介護が必要となったとき、介護保険サービスを利用することで、自身や家族が安心して暮らしていけるよう、保険料の納付をお願いします。令和6年度の介護保険料納入通知書は7月初旬に送付予定です。

所得段階	対象となる方	保険料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.285	1,425円	17,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.485	2,425円	29,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.685	3,425円	41,100円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.900	4,500円	54,000円
第5段階(基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.000	5,000円	60,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	6,000円	72,000円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	6,500円	78,000円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	7,500円	90,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	8,500円	102,000円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	9,500円	114,000円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	10,500円	126,000円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	11,500円	138,000円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の人	2.400	12,000円	144,000円

○介護保険料を滞納すると給付制限を受けます

特別な事情がないのに、納期限後も介護保険料を収めないと、介護サービスを利用するときに、未納期間に応じた保険給付の制限を受けることになります。介護サービスが必要になったときに、必要なサービスを利用することができるよう、介護保険料は納期限までにお納めください。納付が難しい場合は、早めに福祉保健課へご相談ください。

問合せ 福祉保健課 介護係 ☎25-4000

03. 耐震化を行うにも費用の心配が…

④ 補助制度が利用できる木造住宅

次の条件に全て該当する木造住宅が補助を利用することができます。

- ①町内にあり、昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②木造在来工法で2階建て以下の住宅
- ③長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅(借家を除く)
- ④西桂町が認めた住宅

④ 耐震診断(無料)

自己負担無し

申込書を提出後、町が山梨県耐震診断技術者(建築士)の調査派遣依頼をします。後日、調査員が申請者宅に伺い、地震に対する強度の調査及び診断を行います。※調査の際は調査員が住宅内に上がり調査しますのでご承知ください

診断後、総合評点が示され、判定結果についての説明を行います。

④ 耐震改修等工事 ～4月から補助金上限額を拡充しました～

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、耐震性がないため、耐震設計・耐震改修工事等を行う必要があります。西桂町では、次の工事に対して補助制度を設けております。

①耐震設計 + 耐震改修工事 補助限度額:最大125万円

②建替え設計 + 建替え工事 補助限度額:最大125万円

耐震改修工事
建替え工事
最大125万円補助

住宅全体を耐震化するまでの費用はなかなか厳しいという方に…

④ 耐震シェルター設置工事(最大36万円補助)

1室の中にシェルターを設置する工事です。
総合評点が0.7未満の住宅で1階での設置が対象となります。

問合せ 建設産業課 建設係 ☎25-2173

耐震啓発

01. あなたの家は、大丈夫ですか!?

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、**耐震性が低い可能性があります**

昭和56年6月の建築基準法の改正により、耐震基準が強化され、概ね震度6強の地震でも倒壊しない構造となっております。

一方、それ以前に建てられた木造住宅は、耐震性が低い可能性があるため、是非耐震診断を行ってください。

ステップ1 建築年月日の確認

昭和56年5月以前

[6～7月 耐震啓発ローラー作戦実施]

ステップ2 耐震診断

耐震性なし

判定結果の見方	総合評価	判定	耐震性
	1.5以上	倒壊しない	あり
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	なし
	0.7未満	倒壊する可能性が高い	

ステップ3 耐震設計・耐震改修工事等

工事完了

耐震化完了!!

02. 耐震性が低いままだと…



もし、家族や友人がいる時に地震が発生し、自宅が倒壊してしまったら…



倒壊して火災が起きたり、道を塞いだら…誰かの救助の妨げになったら…



生存しても、家がなくなれば避難所生活。プライバシーとか、健康面が心配…

誰かの「命」に関わってきます

令和6年度児童手当について

令和6年度児童手当についてお知らせします。

1. 「特例給付」の支給に関わる所得上限額が設けられました。
→所得額により、特例給付が支給されない方が発生します。
2. 「現況届」の提出は不要です。
→提出が必要な一部の受給者についての詳細は町HPをご確認ください。

問合せ 子育て支援課 子育て支援係 ☎25-2172
U R L <https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/info/350>



～いきいき健康セミナー～

やせるためのカラダ作り教室のご案内

運動をしたいけれど、なかなか続かない・・・
やせてもすぐにリバウンドしてしまう・・・
そのあなた！一緒に体を動かしてみませんか？

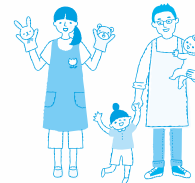
日時	時間	内容
6月22日(土) 受付時間 9:30 ～ 9:45	9:30 ～ 10:00	インボディ(高精度体成分測定)
	10:00 ～ 11:30	運動を楽しく続けるための健康講座① (姿勢編)
7月6日(土) 受付時間 9:45 ～ 10:00	10:00 ～ 11:30	運動を楽しく続けるための健康講座① (ストレッチ編)
7月20日(土) 受付時間 9:45 ～ 10:00	10:00 ～ 11:30	運動を楽しく続けるための健康講座① (筋トレ編)
8月3日(土) 受付時間 9:30 ～ 9:45	9:30 ～ 10:00	インボディ(高精度体成分測定)
	10:00 ～ 11:30	生活習慣病予防のための実践講座(栄養)

【場所】いきいき健康福祉センター
【定員】先着20名
【持ち物・服装】筆記用具、タオル、水分補給の飲み物、動きやすい服装
【申込み期間】6月20日まで
【申込み・問合せ】福祉保健課 保健係 ☎25-4000



西桂保育所よりお知らせ

保育標準時間 保育時間 午前7時15分～午後6時15分
保育短時間 保育時間 午前8時30分～午後4時30分



【2号認定、3号認定】

児童の属する世帯の階層区分				西桂町月額保育料			
階層区分	定義			3号（0～2歳児）		2号（3～5歳児）	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯		ひとり親・ 障害者世帯	0円	0円	0円	0円
			それ以外の世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯		ひとり親・ 障害者世帯	0円	0円	0円	0円
			それ以外の世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村町民税均等割課税世帯		ひとり親・ 障害者世帯	3,500円	2,500円	0円	0円
			それ以外の世帯	9,000円	8,000円	0円	0円
第4階層	第1階層を除き市町村民税課税世帯であり、その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親・ 障害者世帯	9,000円	8,000円	0円	0円
			それ以外の世帯	13,000円	1,200円	0円	0円
第5階層		所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親・ 障害者世帯	9,000円	8,000円	0円	0円
			それ以外の世帯	22,000円	21,000円	0円	0円
第6階層		所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親・ 障害者世帯	9,000円	8,000円	0円	0円
			それ以外の世帯	26,000円	25,000円	0円	0円
第7階層		所得割課税額 77,101円以上97,000円未満		30,000円	29,000円	0円	0円
第8階層		所得割課税額 97,000円以上133,000円未満		37,000円	36,000円	0円	0円
第9階層		所得割課税額 133,000円以上169,000円未満		44,000円	43,000円	0円	0円
第10階層		所得割課税額 169,000円以301,000円未満		46,000円	45,000円	0円	0円
第11階層		所得割課税額 301,000円以397,000円未満		48,000円	47,000円	0円	0円
第12階層		所得割課税額397,000円以上		50,000円	49,000円	0円	0円

※「西桂町第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化事業」
町民税所得割課税額が169,000円未満の世帯の第2子以降の3歳未満児については、申請により保育料が無料になります。

【1号認定】

児童の属する世帯の階層区分			西桂町 月額保育料
階層区分	定義		3歳児～5歳児
第1階層	生活保護世帯	ひとり親・障害者世帯	0円
		それ以外の世帯	
第2階層	市町村民税非課税世帯 市町村町民税均等割課税世帯	ひとり親・障害者世帯	0円
		それ以外の世帯	
第3階層	第1階層を除き市町村民税課税世帯であり、その所得割額が次の区分に該当する世帯	ひとり親・障害者世帯	0円
所得割課税額 77,101円未満			
第4階層	所得割課税額 77,101円以上211,200円未満	それ以外の世帯	0円
第5階層	所得割課税額 211,200円以上		0円

【支給認定区分】

認定区分	教育・保育時間	対象年齢	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3～5歳	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	保育標準時間(最長11時間)	3～5歳	・保育所 ・認定こども園
	保育短時間(最長8時間)		
3号認定	保育標準時間(最長11時間)	0～2歳	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業所
	保育短時間(最長8時間)		

※幼児教育・保育の無償化により副食費が保護者の方の負担となりましたが、西桂町独自の施策で町が負担いたします。
(上記料金表は町のホームページでもご覧いただけます)

問合せ 子育て支援課 子育て支援係 ☎25-2172

農地転用についてのお知らせ

農地転用には許可が必要です！

将来にわたって農地を確保し効率的な営農を図るため、農地法の規制を受けていますので、農地転用に当たっては県知事等の許可が必要です。

④ 農地とは

「耕作の目的に供される土地」をいいます。現に耕作されている土地はもちろん、耕作されていなくても、耕作しようとするればいつでも耕作が可能となる土地（休耕地、不耕作地等）も含まれます。

④ 農地転用とは

農地を宅地、資材置場、駐車場等の農地以外の土地にすることをいいます。

農地転用を行う場合には、役場農業委員会事務局に申請書を提出してください。

④ 農地法第4条申請

農地所有者自らが農地を転用する場合、農地所有者が申請してください。

④ 農地法第5条申請

農地転用を目的に、農地の売買や貸借の権利移動をする場合、農地所有者と転用事業者が連名して申請してください。

④ 注意事項

他法令の許可や協議を要する事が多く、転用計画がある場合はあらかじめ農業委員会事務局（建設産業課内）にご相談ください。

④ 申請の締め切り

毎月15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、許可申請書に添付書類を添えて2部（1部は複写可）農業委員会事務局まで提出してください。

順調に審査が行われますと、翌月中旬に知事等の許可書が申請者に届けられます。

無許可で転用したら・・・

許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになります。

④ 違反した場合

農業委員会や県の行政機関の行政指導を受けることになります。主な指導として、農地転用許可申請を行っていただき、許可の追認を受けることになります。

指導に従わない場合、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、悪質な違反転用を行った場合は3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

④ 農地状況調査

農業委員会では、年に1度、農地台帳に基づき農地の作付け状況調査を実施しております。

農地転用後、農業委員会に対し工事完了報告または転用確認証明申請を行っていない場合、転用許可農地であっても農地台帳から除外されていません。

作付け状況調査の際、転用されている農地があった場合には、農地所有者に対し県知事等の許可書の確認をさせていただくこともあります。

連絡先

西桂町農業委員会事務局（建設産業課内）

☎25-2173

農振除外の申出・相談の受付

西桂町では、農業振興地域内の農用地で、**緊急性が高く具体的な事業計画のある人**の案件について申出・相談の受付を行います。

個人が、農振除外を希望する場合は、町に「農用地区域除外申出書」を提出していただきますが、その内容が農振法に定める「周辺農用地に支障を及ぼさない」など下記の除外要件を全て満たす必要があります。

なお、全ての申出に対し必ずしも除外になるとは限りませんのでご了承ください。農用地の選定は慎重にお願いします。

④ 除外要件

次に掲げる①から⑤までの要件全てに該当する場合に、農振除外を検討します。

① 農用地区域外に代替できる土地がないこと。

除外（転用）したい理由が自己所有の土地であることや安価である等の理由は考慮されません。当該農地の場所であれば目的が達成できない理由が必要。

② 農地集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

その土地を農振農用地から除外（転用）することで農地の集団化を阻害し、あるいは近隣農地の耕作者へ影響があると認められる場合は除外できません。

③ 認定農業者等の担い手の農地の集積を阻害する恐れがないこと。

将来を含め、農業経営規模の拡大や合理的農業経営を図る方等の農地の集積を阻害するようなものではないこと。

④ 農振除外の受付

― 受付期間 ―

6月1日～7月1日

― 提出先 ―

建設産業課 農政担当

― 除外申出関係書類 ―

・ 除外申出書

・ 事業計画書

・ 土地の選定理由書

・ 配置図

・ 除外地の登記簿謄本（原本）

・ 除外地の法務局公図（原本）

・ その他右記記載内容を補足する資料

― 問合せ ―

建設産業課

農政担当

☎25-2173

男女共同参画 推進委員会通信

毎年6月23日から29日は、国の「男女共同参画週間」です。

「男女共同参画社会基本法」の交付・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

西桂町男女共同参画推進委員会も、期間中に啓発ポスターを町内各所に掲示予定ですので、是非ご覧ください。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには皆さん一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

当委員会では一緒に活動してくださる推進委員を募集しています。男女共同参画に興味がある方は、役場・総務課総務係（☎25-12121）まで、お問合せください。

委員長 酒井基和

消費生活協力員を紹介します

勝俣明美さん(上町区)が令和6年4月1日付けで、山梨県知事の委嘱により、町の新しい消費生活協力員になりました。

また、令和6年3月31日をもって任期を終了した川村真由美さん(柿園区)におかれましては、長年にわたり大変お疲れ様でした。

「消費生活協力員」とは…消費者教育・啓発や高齢者等に対する見守り、消費生活に関する相談・苦情等の市町村の相談窓口や県民生活センターへの取次などを行います。

弁護士による無料法律相談 実施のお知らせ

山梨県弁護士会の弁護士による無料法律相談を実施いたします。事前予約制となりますので、詳しくは総務課までお問合せください。
(予約は先着順となります。予約が埋まることもありますのでご了承ください。また、予約者がいない場合は開催いたしません。)

【日時】7月20日(土) 午後1時～3時

【場所】きずな未来館

【定員】4名(相談時間:1人30分)

【問合せ】総務課 総務係 ☎25-2121

「富士北麓地域合同企業ガイダンス」への参加企業を募集します!!

西桂町では、周辺市町村(富士吉田市・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村)及び山梨労働局・ハローワーク富士吉田と共催で、富士北麓地域での就労に関心のある方を対象とした「合同企業ガイダンス」を、8月7日(水)に開催します。これに伴い、当日ブースにて企業紹介を行っていただける、富士北麓地域に事業所、支店または工場のある企業を募集します。

【日時】8月7日(水)

午前10時～12時、午後2時～4時の2部構成を予定(受付は各開始時間の30分前から)

【会場】ハイランドリゾートホテル&スパ グランドバンケット「富士」

【参加対象者】富士北麓地域での就労に関心のある方

【内容】参加対象者との個別面談方式による企業紹介

【参加費】無料

【申込方法】下記二次元バーコード、もしくは富士吉田市役所HPの申込みフォームよりお申込みください。なお、参加希望企業が多数となった場合は、締切日以前に募集を締め切ることもありますのであらかじめご了承ください。

【申込締切】6月30日(日)

【担当】建設産業課 商工観光係 ☎25-2173

E-mail:sangyou@town.nish



粗大ごみ収集のお知らせ

粗大ごみ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

日時 6月2日(日) 小雨決行・雨天順延

順延日 6月9日(日)

場所 下暮地尾尻町有地

時間 午前9時～12時 午後1時～3時

◎解体について

ベッドやソファ等の大型の家具は、金属部分と木の部分をそれぞれ解体し、持ち込みください。

◎収集できないものについて

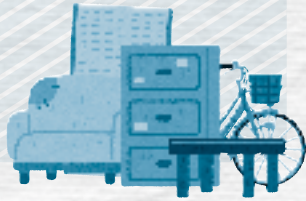
- ・家電リサイクル法の対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- ・フロン含有家電(除湿器など)
- ・家庭以外からでるごみ

◎回収不能ごみの処分方法について

※回収不能の不用品の処理方法は販売店(購入した店)にお問合せ願います

※搬入できないものについてはお持ち帰りしていただきます

◎道路上に駐車してのごみの搬入はできません



問合せ 税務住民課 環境係 ☎25-2171

小型家電等回収のお知らせ

町との協定締結により、ジット(株)が各家庭で不用となった小型家電等について、買い取りによる回収を実施します。不用品を粗大ごみにする前にお立ち寄りください。

日時 6月2日(日) 小雨決行・雨天順延

順延日 6月9日(日)

場所 三つ峠駅前駐車場

時間 午前9時～12時 午後1時～3時

◎回収案内

- 1.小型家電等は回収一覧にてジット(株)が、皆さんが持ち込んだ**不用品を現金にて買い取り**ます。不用品を渡す際、身分が証明できるもの(免許証等)のご提示をお願いします。
- 2.家電リサイクル法の対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、回収しません。不用品の処理は購入した店に依頼してください。
- 3.未成年者による持ち込みはご遠慮させていただきます。

回収一覧	200円で買い取る品物	ミシン
	100円で買い取る品物	コンボ、キーボード、エレキギター、フォークギター、管楽器、ゲーム機、草刈り機、チェーンソー、マウンテンバイク、パソコン
	80円で買い取る品物	編み機
	50円で買い取る品物	アンプ、スピーカー、ブルーレイレコーダー／プレイヤー、その他楽器、石油ストーブ、ガスストーブ、タブレット端末、携帯電話、プリンター、自転車、ノートパソコン
	30円で買い取る品物	ラジカセ、CDプレイヤー、ガスコンロ
	10円で買い取る品物	DVDレコーダー／プレイヤー、デジタルカメラ／ビデオ、ゲーム機備品、空気清浄機／除湿器、湯沸し器、電動工具、釣り具、アウトドア用品、通信機器(ルーター)、リチウムイオンバッテリー、ニッケルバッテリー、車用バッテリー、バイク用バッテリー、腕時計(大人用のみ)
	1円で買い取る品物	炊飯器、電子レンジ、扇風機、アイロン、掃除機、ドライヤー、電気カミソリ、ホットプレート

なお、一覧に掲載されていない小型家電であっても無償で回収できる場合がありますので、現地にてご相談ください。

問合せ 税務住民課 環境係 ☎25-2171

地域福祉講座講演会受講者募集

04

【講演会のお知らせ】

障害への理解を深め、障害児(者)が住みやすい社会を作るため、障害福祉に関する講演会を開催いたします。どなたでも受講できますのでお気軽にご参加ください。

「子どもの気になる行動の理解とかかわり～乳幼児期の子どもに焦点を当てて～」

日時 6月28日(金) 午後1時30分
開場 午後1時15分
場所 山梨県立富士ふれあいセンター
 (富士河口湖町船津6663-1)
講師 心理臨床オフィス・ルーエ 公認心理師・臨床発達心理士 志村 いづみ氏

対象 どなたでも
受講料 無料
事前申込み 要 締切日 6月19日(水)
問合せ・申込み 富士ふれあいセンター 若尾 ☎0555-72-5533

令和6年度 ミニ手話講習会参加者募集

05

開催日 令和6年7月4日、11日、18日、25日、
 8月1日、8日、22日、29日 の計8日間
時間 午後7時30分～9時まで
場所 いきいき健康福祉センター 2階
内容 様々なシーンにおける手話表現を学びます(初心者大歓迎)

定員 15名程度
参加費 無料
申込期限 6月28日(金)まで
申込み先 西桂町社会福祉協議会 ☎25-3333



月江寺幼稚園のキッズサロンに遊びにきませんか？

06

キッズサロンとは…

1歳児から未就学児対象の子育て支援です。子育て相談やお友達作りなど、幼稚園に遊びにきませんか？お子様と一緒に園庭で遊んだり、工作や成長記録を作ったりしてみましょう。在園児の様子や園内施設見学も可能です。

開催日 火曜日・金曜日(園行事の都合で開催しない日もあります)
時間 午前10時～11時30分
注意 ☆どなたでもご参加できますが、予約制になりますので、前日までに(午前10時～午後4時)電話にて園に予約をしてください。(参加費無料)
活動予定 園のホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。
問合せ 学校法人月江寺学園 月江寺幼稚園
 山梨県富士吉田市下吉田3-26-16
 ☎0555-22-0697 FAX 0555-22-6766
 HP <https://kinder.gekkouji.ac.jp/>



赤十字会員・会費募集について

01

日本赤十字活動につきまして、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。さて、本年度も赤十字会員・会費の募集を実施いたします。つきましては、各地区により会費の募集がありますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

募集期間 6月1日～6月30日

【令和5年度 日赤奉仕団事業活動実績】

- ・救護体制の充実
- ・国際救援活動の充実
- ・救急法等の講習
- ・赤十字ボランティアの活動充実
- ・青少年赤十字の育成
- ・看護師養成
- ・医療事業
- ・血液事業
- ・会員増強と広報活動の推進



薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

03

薬物乱用とは、「たった一度でも」薬物を社会のルールや法律からはずれた目的や方法で使ったり、医薬品を病気や傷の治療の目的以外に使ったりすることです。

このような「たった一度の」薬物乱用でも脳や体は破壊され、薬物を手に入れるために窃盗や強盗、殺人などの犯罪が起き、自分や周囲の大切な人の人生を破壊してしまいます。

国及び県では、6月20日から7月19日までの一か月間「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を展開します。

この機会に薬物乱用の恐ろしさを正しく理解するとともに、身近な人の薬物乱用に気付いたときには、勇気をもって保健所へご相談ください。

相談先 富士・東部保健所 衛生課
 ☎0555-24-9033

子どもの学習・生活支援の実施について

02

学習や進路のほか、生活面でどうしても困っている中学生・高校生を応援します。

内容 文理学院の講師が学習サポート、進路や生活面の相談を行います。
対象 ひとり親家庭のほか、お子さんの学習や生活面で不安のある家庭、等
日時 毎週月曜日・午後7時～10時
 (都合のよい時間のみの参加も可)
場所 きずな未来館・第2会議室
費用 無料(夏期・冬期講習に参加する場合はテキスト代のみ)
その他 見学は上記日時に随時行っています。希望があれば小学生のきょうだいも参加可。
問合せ (株)文理学院 ☎0554-43-5330
 (平日 午前10時～午後6時)
 子育て支援課 ☎25-2172

おめでた(出生) 保護者
上 町 梅原 銀寿 凌太郎

おくやみ(死亡) 親族
下暮地 郷田 房江
柿 園 高尾 康卓 祐毅
倉 見 川村 陽子 裕
柿 園 滝口 吉安 利幸
上 町 渡邊 ふじよ 豊茂

[6月の納税等]
町県民税 1期

日	月	火	水	木	金	6月 土
						1 ランラン教室 am9:30～11:30 pm1:00～3:00 きずな
2 粗大ごみ 尾尻町有地 小型家電の収集 三ツ峠駅前駐車場 am9:00～12:00 pm13:00～15:00	3 特設人権擁護相談所 am10:00～12:00 pm1:00～3:00 きずな	4 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき	5 転倒予防教室 初級コース am10:00～11:30 いきいき 3歳児健診 pm1:00～ いきいき	6 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき ふれあい健康相談 am10:00～11:30 役場新庁舎 いきいき ベビーダンス am10:30～11:30 きずな	7 マタニティクラス pm1:30～3:30 いきいき	8 ランラン教室 am9:30～11:30 pm1:00～3:00 きずな 支援センター開放日 am10:00～pm3:00 きずな 中学校図書館一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00
9	10 子育てセミナー 「虫歯予防教室」 am10:00～11:30 いきいき	11 母子相談・母子手帳交付 am9:00～12:00 役場新庁舎 いきいき 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき よみきかせ会&誕生会 am10:30～11:30 きずな 在宅医療・ 介護なんでも相談 pm1:00～4:00 役場新庁舎	12 転倒予防教室 初級コース am10:00～11:30 いきいき	13 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき ベビーマッサージ am10:30～11:30 きずな 子宮がんバス検診 pm1:30～2:30 いきいき	14 マタニティクラス am10:00～12:00 いきいき	15 なんでも相談所 pm1:30～3:30 きずな
16	17	18 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき 赤ちゃん広場 am10:30～11:30 きずな	19 転倒予防教室 初級コース am10:00～11:30 いきいき 定例行政相談 pm1:30～3:00 きずな	20 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき 5歳児健康相談 pm3:30～ いきいき	21	22 児童館こどもまつり am9:30～12:00 きずな 両親学級 am10:00～12:00 いきいき 中学校図書館一般開放日 am10:00～12:00 pm1:00～3:00
23	24	25 母子相談・母子手帳交付 am9:00～12:00 役場新庁舎 いきいき 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき 井戸端会議 am10:00～ きずな	26 転倒予防教室 初級コース am10:00～11:30 いきいき 乳児健診 pm1:00～ いきいき	27 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき ふれあい健康相談 am10:00～11:30 下暮地公民館 いきいき 乳幼児親子防犯・ 防災教室 am10:30～11:30 きずな	28	29 支援センター開放日 am10:00～pm3:00 きずな
30	7月 1 ミュージック・ケア am10:30～11:30 きずな	2 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき	3 転倒予防教室 初級コース am10:00～11:30 いきいき リトミック遊び& よみきかせ会 am10:30～11:30 きずな 1歳6か月児健診 pm1:00～ いきいき	4 元気はつらつ運動教室 am10:00～11:30 いきいき	5	6 支援センター開放日 am10:00～pm3:00 きずな

西桂町子育て支援事業

ベビードانس

- 6月6日(木)午前10:30～11:30
きずな未来館
3か月～2歳までのお子さんと保護者
三浦美紀先生
100円／1回
スリング等、水分補給用飲み物等

ベビーマッサージ

- 6月13日(木)午前10:30～11:30
きずな未来館
生後2か月から1歳未満児のお子さんと保護者
小野田豊美先生
100円／1回
バスタオル・水分補給用飲み物等

赤ちゃん広場

- 6月18日(火)午前10:30～11:30
きずな未来館
生後2か月～1歳2か月までのお子さんと保護者
乳児期の熱中症対策と食中毒予防についてのお話

★ 川辺先生の井戸端会議

- 6月25日(火)午前10:00～12:00
きずな未来館
乳幼児親子
川辺修作先生
100円／1回
今年度も川辺先生と「井戸端会議」スタイルで進めていきます。※個別の相談も可能です。
※事前申込みをお願いします。

★ 乳幼児親子防犯・防災教室

- 6月27日(木)午前10:30～11:30
きずな未来館
乳幼児親子
渡辺光美先生
100円／1回
汗拭きタオル・水分補給用飲み物等
※事前申込みをお願いします。

西桂町子育て支援センター

★ 誕生会&読み聞かせ会

- 6月11日(火)午前10:30～11:30
きずな未来館
誕生児のお祝いとスタッフによるおすすめ絵本の読み聞かせを行います。ご参加お待ちしております。
※事前申込みをお願いします。

児童館

ランラン教室

- 6月1日・8日(土)・7月13日・27日(土)
午前9:30～11:30／午後1:00～3:00
きずな未来館
小学生・中学生
教科書・筆記用具
教員OB、都留文科大学の学生が、宿題・予習復習などの勉強のお手伝いをします。
学校での進度がわかるので『教科書』を持って来てください。楽しいプリントもあります。

こどもまつり

- 6月22日(土)午前9:30～12:00
きずな未来館
小学生・保育所・幼稚園児、乳幼児親子
手織り体験、キャンドル作り、スーパーボールすくい、ヨーヨー釣り、ストラックアウト、ポップコーン等
400円
景品や作った物を入れる袋
※申込みはいりません。友だち同士、小さいお子さんはお家の方と一緒に過ごしてください。お待ちしております。